

でいーびーあいにほんかいぎちほうぶろっくかいぎせつちようこう
D P I 日本会議地方ブロック会議設置要綱

1 名称

総称を「D P I 地方ブロック会議」（以下、ブロック会議という。）とする。

各 D P I 地方ブロック会議の名称は、「D P I (地名) ブロック会議」とし、英語は「D P I -Japan (地名) Local Assembly」とする。

2 目的

D P I の理念に基づき、D P I 日本会議と連携して、障害当事者運動を地域レベルで推進し

障害者の権利の確立と生活条件の向上に寄与することを目的とする。

3 活動

- 1) 障害種別を超えた障害当事者リーダー及び障害当事者団体の育成に寄与する。
- 2) 障害当事者団体が行う活動を支援し協働した活動を推進する。
- 3) 地域の障害者が抱えている課題についての的確に把握し、その解決に向けた取組みを進める。
- 4) 障害者問題に関する地方及び地域レベルでの政策立案および提起を行う。
- 5) その他、必要な活動を進める。

4 事業

- 1) 3)に示した活動を具体化するための事業として、以下のとおり例示する。

なお、これは、ブロック会議の創意工夫を制約するものではない。

- ① 障害当事者リーダーを対象とした連続学習会など、障害当事者リーダーの育成に関する事
- ② 障害当事者団体を設立しようとするグループに対して、プロジェクト立案を提案するなどの技術的な支援に関する事
- ③ 障害者の権利侵害事例収集や精神病院実態調査など、ブロック内の障害者をとりまく課題に関する調査研究に関する事
- ④ 国内の定義に定まらない障害者の課題に対して、関係団体、個人などと連携した活動の推進に関

すること。

⑤ 重度障害者の移動問題など、既存制度で対応できない障害者のニーズに対する調査、研究及び必要に応じて、行政への提言、要望などに関すること。

⑥ 「福祉のまちづくり条例」や「障害者基本計画」などの行政施策への参画、関与、提案に関すること。

⑦ 交通事業者へ鉄道駅のバリアフリー化推進など民間事業者への要望、提案に関すること。

⑧ ノーマライゼーション、バリアフリー及びユニバーサルデザインなどの推進に関すること。

(2) バザーなどの収益事業を行う場合、その事業を通して得られた収益はすべて、D P I 地方ブロックの運営及び事業に使用するものとする。

5 ブロック会議の成立要件

(1) 都道府県もしくは、複数の都道府県を合わせた範囲を対象とする組織であること。

(2) その地方に D P I 日本会議正会員がいること。

(3) その地方の D P I 日本会議正会員がブロック会議の意思決定過程に参加していること。

(4) ブロック会議の意思決定機関（理事会）は、障害当事者によって占められていること。

ただし、必要に応じて、障害当事者以外の参加も若干名は、可能である。

(5) 代表者及び事務局責任者は、障害当事者であること。

(6) 障害種別を超えた組織づくりと組織運営に努めていること。

(7) D P I 日本会議の意思を速やかにブロック会議の構成員に伝えることができる事務局体制が整えられていること。

以上のように、D P I 日本会議常任委員会の審査を経て、ブロック会議の結成を許可する議決を受けなくてはならないものとする。

(8) D P I 日本会議常任委員会の議決を経ずにブロック会議もしくはこれに類する名称を名乗る組織については、これを認めないものとする。

(9) D P I 日本会議議長は、ブロック会議の運営に不備があると認められる場合は、D P I 日本会議常任委員会の決定に基づき、D P I 地方ブロック会議の名称使用を取り消し、名称を使用すること

から得られる一切の特権を奪うことができるものとする。

6 ブロック会議の組織について

- (1) 少なくとも1年に1度総会を開催するものとする。
- (2) 理事会もしくはそれに順ずる意思決定機関を有するものとする。
- (3) 総会及び意思決定機関の権能について、各々の地方などが有している事情に即して独自に定めることができるものとする。
- (4) ブロック会議の会員は、当該ブロック内に本拠を有するD P I 日本会議の正会員（全国・地方地域組織）の他に、ブロック会議独自の会員として正会員と賛助会員を有することができる。

7 ブロック会議の会員について

- (1) D P I 地方ブロック会議における会員はD P I 日本会議の正会員（以下、日本会議正会員という。）とブロック会議の独自の正会員及び賛助会員（以下、ブロック正会員、賛助会員という。）の3種類とする。
- (2) ブロック正会員は、D P I 日本会議の活動と趣旨に賛同する障害当事者が意思決定の過半数を占める団体および障害者個人とする。
- (3) ブロック会議内においては、日本会議正会員とブロック正会員は意見表明について対等な権利を有するものとする。
- (4) 日本会議正会員の会費は、その所属するブロック会議が徴収を代行することができるものとする。
- (5) ブロック会議は、ブロック正会員及び賛助会員の会費を、任意に設定することができるものとする。

8 D P I 日本会議とブロック会議との契約

- (1) ブロック会議はD P I 日本会議通常総会において活動状況について報告を行うものとする。
また、必要に応じて常任幹事会及び役員会議においても報告を行うものとする。
- (2) D P I 日本会議は、国内外の情勢など各種情報を、ブロック会議に提供するものとする。
- (3) D P I 日本会議は、ブロック会議の活動に関する情報について広く周知し、各ブロック会議間のネットワーク強化に努めるものとする。

9 ブロック会議の事務局体制について

- (1) 事務局長は専従者である必要はないが、原則としてD P I 日本会議正会員に属する人物とす

る。

(2) ブロック会議に有給の事務局員を置く場合は、原則としてブロック会議もしくはブロック会議内の日本会議正会員と雇用契約を結ぶものとする。

10 ブロック会議のD P I日本会議における地位について

(1) ブロック会議はD P I日本会議の運動を地方及び地域へ拡大するとともに、障害当事者運動のネットワークを推進していくために、独立した組織として、独自の規則と会計をもって活動を行うものとする。

(2) ブロック会議事務局はD P I日本会議にとって、N P O法人法上の「従たる事務所」ではなく、「連絡所」としての機能を有するものとする。

(3) ブロック会議は、当面の間、D P I日本会議の総会において発言権は有するが投票権は有さないものとする。

11 ブロック会議の資金について

(1) ブロック会議の資金源は会費のほか、補助金、助成金、寄付金、収益事業から得られる収入、及びその他の収入とする。

(2) D P I日本会議は、ブロック会議に対して、D P I日本会議通常総会で交付している助成金に準じて交付できるものとする。

(3) D P I日本会議は、ブロック会議の財政状況などに基づいて、そのブロック会議に対して資金を貸し付けもしくは助成をすることができるものとする。

(4) D P I日本会議がブロック会議に貸し付けもしくは助成をする場合は、D P I日本会議常任委員会の議決を必要とする。